

28佐総第160号

平成28年11月24日

佐久市代表監査委員

篠原 捷四 様

佐久市長 柳田 清平



平成27年度決算審査に関する講評意見への措置状況について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成27年度決算審査に対する対応調書（共通事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
関係各課	<p>1 事業実施等における費用対効果について</p> <p>事業実施に当たっては、単なる前年踏襲ではなく市民ニーズや目的に見合った事業を検討し、スクラップ&ビルドの発想を持つ中で費用対効果の検証を行い、より一層効率的な事業運営に努めてください。</p> <p>また、市が補助金、負担金等を支出している事業についても、常に社会情勢や外部環境の変化を十分把握し費用対効果の検証を行いながら、交付の必要性について十分な検証を行ってください。</p>	<p>事業実施における費用対効果及び補助金等の検証については、行政評価システムによりPDCAを回し、毎年度、見直しを図っており、各課が自発的に検証、改善するよう取り組んでいます。</p> <p>今後、常に社会情勢や外部環境の変化を十分把握しつつ、より効果的に検証や改善を行うため、市民ニーズや費用対効果を意識するなど、常に工夫を加えながら、取り組みます。</p>
関係各課	<p>2 直接収納における現金等の取扱いについて</p> <p>各施設におけるコピー代や使用料等の現金について、額の多少に関わらず早期に入金処理を行い、施設での現金保管のリスクを最小限にとどめる等、佐久市公金取扱マニュアルに基づく事務処理の一層の徹底を要望します。</p> <p>また、定期監査での指摘事項でもありますが、今回の決算審査においても、現金の収納の確認で、台帳と入場券の半券等がすぐに確認できない事例が見受けられました。現金はもとより、台帳においても適正管理に努めて下さい。</p>	<p>7月から10月にかけて全部署を対象に現地調査を実施し、佐久市公金取扱マニュアル（標準版）に沿った適正な公金の管理や取扱いについて点検及び指導を行いました。</p> <p>今年度の調査結果を踏まえ、引き続き徹底した公金管理に対応した公金取扱マニュアルの改訂を進めます。</p>
関係各課	<p>3 税以外の未収金対策について</p> <p>保険料、使用料等については、市営住宅使用料、奨学資金貸付金、生活保護法第63条・第78条返還金、保育所保育児童徴収金、望月別荘地水道使用料、介護保険料、住宅新築資金等貸付金、後期高齢者医療保険料において未収金が発生しています。</p> <p>前年度対比で未収金が減額となっているところもありますが、ほとんどはほぼ同額であるか増額となっています。未収金については、納入者の公平性を損なうばかりでなく、各事業の運営において大きな影響を及ぼすことから、引き続き未収金の解消に向けて、佐久市未収金対策本部を中心に全庁体制で徴収率向上に努めてください。</p>	<p>滞納対策については、「佐久市未収金対策本部における対策方針」に基づき対応策を推進します。</p> <p>未収金対策本部において、各担当課で行っている徴収方法や情報などを共有するとともに、多方面から現状を分析し、徴収方法等の更なる工夫や新たな発想による滞納対策等を検討して、収納率の向上に努めます。</p>

平成27年度決算審査に対する対応調書（共通事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
関係各課	<p>4 公共土木工事等の発注について</p> <p>公共土木工事等について、発注工事のその多くの工事において、工事費、工期等の変更契約が見受けられました。</p> <p>それぞれ事情により受注者と変更協議を経ての結果ではあると思われませんが、変更契約に際しては現場の実態に即した適正な設計図書の精査を行うとともに、引き続き適切な事務処理に努めてください。</p>	<p>公共土木工事の発注の際には、事前に現場状況を確認・精査して、適正な設計・積算・工期設定等の設計図書の作成に努めています。</p> <p>一方で、公共土木工事等の工事費・工期等の変更契約が交わされるのは、設計の段階では把握できないうちの理設物等、工事着手後に予測できない事態が発生する場合があります。引き続き、適切な変更契約並びに事務処理に努めます。</p> <p>* 変更契約となった具体例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 掘削の結果、当初想定していた土質条件が設計と異なり地盤改良が必要となった。 2 掘削の結果、地下水が出現したため水替工事が必要になった。 3 アスファルトを剥ぎ取った結果、想定した厚さと相違があったため処分量の変更が必要となった。 4 天候不良や、関連工事の調整等により不測の日数を要したため工期延長が必要となった。 <p>等々、やむを得ないものが主な要因となっております。</p> <p>今後、変更契約に際しては現場の実態に即した適正な設計図書の精査、適切な事務処理に努めます。</p>
関係各課	<p>5 工事の平準化について</p> <p>建設工事及び建設工事に係る設計等のしゅん工検査については依然年度末に集中する状態が見受けられます。</p> <p>平成26年度の検査の実施状況は、平成25年度からの繰越工事が多かったこともあり、検査総件数438件に対し、1月～3月の間に実施した検査の割合は、32.6%でありましたが、平成27年度ではこの割合が、検査総件数288件に対し52.1%と、その半数以上が年度末に集中しています。</p> <p>国、県補助事業等においては、工程上限界があること、また、設計等を前年度に実施し、繰越工事とするなど努力されていることも理解できますが、もう一度制度の見直しを含め十分検討し、工期の平準化に努めて下さい。</p>	<p>工事の発注に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 輪番制による小規模工事の随時発注 2 継続箇所における事業の複数年化（前年度の測量・設計等の実施による早期発注） 3 国庫補助事業における償務負担の活用（前年度の工事設計・用地取得の実施等） <p>等に取り組みむことにより平準化に努めているところです。</p> <p>しかし、補助金の交付決定時期や農閑期でないという施工ができない工事等の成約のあるものや、児童生徒への学習環境を配慮した夏休み中の学校施設工事、閉館期間のスケジュールを決めて計画的に工事発注する各種施設等もあるため、市発注工事の全てを平準化することは難しい部分もあります。</p> <p>今後、早期発注可能な工事については早期発注に努めるとともに、事業の複数年化や活用できる制度を取り入れながら積極的に工事の平準化に取り組みます。</p> <p>また、庁内会議（佐久市建設工事等入札制度検討委員会幹事会）等において発注関係部署と連携した検討・研究をする中で、引き続き平準化に努めます。</p>

平成27年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
財政課	<p>1 普通財産の貸付について</p> <p>普通財産の貸付料は、財務規則により別に定めることとされており、実務として、佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例を基準として取り扱っていますが、事例によって異なる所も見受けられます。</p> <p>過去の単価設定による契約、貸付普通財産の状況等それぞれ事情はあると思われませんが、公平性の観点から、貸付単価の算出基準が統一されていない物件については、契約更新時において算出基準について十分検証を行ってくださいます。</p>	<p>普通財産は、「佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」を実務上の基準とし貸付料を算出しているところですが、加えて、「佐久市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例」に基づき、公共的団体等が公用若しくは公共の用に供することを目的として使用する場合には、無償又は時価より低価格で貸し付けを行うところを目的として使用することです。</p> <p>こうした取扱いの異なる事例について、今後、改めて使用者や使用状況が公共性を有するかなどを確認・精査した上で、状況に応じて貸付条件の見直しを行うなど、公平性が保てるよう努めます。</p>
収税課	<p>1 滞納対策について</p> <p>平成27年度市税の収納状況については、現年課税分収納率98.53%で、前年度を0.15ポイント上回り、滞納繰越分についても22.95%と前年度を1.16ポイント上回りました。その結果、全体の収納率が93.57%となり、前年度を1.27ポイント上回り、ここ数年改善し続けていることは収納対策に取り組んできた成果として評価できます。</p> <p>国保税についても、現年課税分収納率は93.57%で、前年度を0.09ポイント上回りました。滞納繰越分は25.43%と前年度を2.08ポイント上回り全体の収納率は81.67%となり、前年度を3.15ポイント上回りました。</p> <p>また、平成27年度も長野県地方税滞納整理機構へ、50件、本総額105,152,302円を依頼し、そのうち本税、延滞金等合わせて50,589,328円が納付されました。平成26年度に比べ納付額は減っているものの高額・困難案件の市税徴収に成果が上がっています。</p> <p>今後、依然として続く不安定な経済情勢や拡大する地域間格差等、ますます収入確保に厳しさが予想されます。庁内で横の連携を密にすると共に、全庁一体となって自主財源の確保並びに滞納の解消に向け、より一層の努力を要します。</p>	<p>滞納対策については、「佐久市未収金対策本部における対策方針」に基づき対応策を推進します。</p> <p>専任徴収員においては、各地区担当者との連携を密にして、現年度分市税の滞納を中心に訪問や電話催告を行い、徴収及び納税相談に努めています。</p> <p>各地区担当者においては、催告や訪問徴収、納税相談等に応じない場合、徹底した財産調査を行い差押え等の滞納処分をさらに強化します。</p> <p>また、高額困難案件等については、「長野県地方税滞納整理機構」へ移管し、未収金の縮減と収納率の向上に努めます。</p> <p>さらに、全庁体制による一斉滞納整理を5月、12月に実施するとともに、多様化する納税手段に対応し納税者にとって納付しやすい環境を整え、確実な税財源の確保を図ります。</p>
契約課	<p>1 公共土木工事等の入札におけるくじ引きについて</p> <p>現在の公共土木工事等の入札において、複数応募者の入札単価が同額となり、くじ引きにより落札業者を決定する案件が多くなってきています。</p> <p>積算単価を公表していることや、業者が積算システムを導入していることなどから、予定単価と最低制限単価が積算しやすくなっている状況は推測できませんが、くじ引きとなる割合が比較的多いことから、このような現状の改善に向け検討を行ってくださいます。</p>	<p>公共土木工事等の入札において、くじ引きによる落札決定が多い状況は、佐久市に限らず県を含め他の自治体も同様の傾向となってきています。</p> <p>入札金額は最低制限単価制度の中で入札参加業者がそれぞれの受注努力により決定するもので、その調整はできないところですが、入札制度につきましては電子入札を導入する等、逐次、見直しを行っており、今後もより競争性・公平性・透明性の高い制度となるよう研究を進めます。</p>

平成27年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
<p>人権回和課</p>	<p>1 住宅新築資金等貸付事業の未収金対策について 住宅新築資金等貸付金の償還金の収納率は、前年度より0.02ポイント上回り2.85%となりました。貸付金償還金の収入未済額については、460,038,022円で対前年度比473,741円増となっています。 調定額の97.15%が収入未済額となっており、前年度より占める割合が更に大きくなっていることから、具体的な収納率向上対策を検討し収入未済額の縮減に努めてください。</p>	<p>住宅新築資金等貸付金について、未収金の解消に向けて下記の対応により、徴収率の向上を図ります。 *重点対応策 1 人権回和課職員による通年滞納整理を行います。 2 運動団体支部役員と長期滞納者への折衝を行います。（随時） 3 残高通知・催告書を発送します。（年4回） 4 連帯保証人への折衝を行います。（随時） 5 滞納者と接触し、償還相談や指導を行います。（随時） 6 上記5つの折衝状況によっては法的対応を行います。 *その他対応策 1 収税課と滞納者についての情報交換を行います。（随時） 2 弁護士や金融機関等から市町村ととしてできる対応について情報収集し、收納の工夫を図ります。</p>
<p>国保医療課</p>	<p>1 国保事業の運営について 国保事業の運営については、平成26年度決算において歳入に不足が生じ、平成27年度の歳入から1億3千万円余を繰上充用し補てんする事態となりました。平成27年度において国保税率の改定を行ったものの、支出に見合う収入が見込めず、対応策として佐久市国民健康保険財政健全化計画を策定し、新たな基準に基づき一般会計から、5億1千9百万円の基準外繰入及び1億9千万円の借入を行い、平成27年度決算形式収支で1千8百万円余の黒字となりましたが、一般会計からの基準外繰入等を除いた実質的な収支は、赤字の状況が続いております。これからの財政措置については、あくまでも経営が安定するまでの特殊かつ緊急的措置であり、佐久市国民健康保険財政健全化計画に基づき、特別会計の独立採算の原則により国保税率の見直しを計画的に行うとともに、ジェネリック医薬品の使用促進強化等、保険給付費の徹底した縮減及び、国保税の収納対策の強化などに努め財政健全化に向け全力で取り組んでください。</p>	<p>国保事業の運営につきましても、被保険者の高齢化や高度医療・高額な調剤の処方等に伴う保険給付費の伸びにより、平成27年度に税率等を改定したものの、引き続き厳しい状況にあります。 このような状況に対応し、将来にわたって安定した国保運営を図るため、平成28年2月に「佐久市国民健康保険財政健全化計画」を策定しました。 同計画では、国保税の収納率向上や保険給付費の縮減を図るためのジェネリック医薬品使用率向上、特定健診受診率向上などの取り組みを強化することとしており、効果的な実施方法を検討しながら、今後も継続して実施します。また、同計画に基づく「計画的な国保税率等の見直し」を行うため、平成29年度から税率等改定を行う方針であり、去る10月19日の国保運営協議会における税率等改定に係る答申を踏まえ、12月議会に国保条例の一部改正案を提出すべく準備を進めています。</p>

平成27年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
福祉課	<p>1 生活保護法第63条・第78条返還金の未収金対策について 収入未済額合計は3,650,042円で、前年度対比で約倍増しています。特に78条返還金の現年分について大幅に増額しています。 未納者への積極的折衝をはかり、収納確保についてより一層の努力を要望します。</p>	<p>法第63条・第78条返還金の未収金対策につきましては、今後とも国が示す「債権管理の流れ」を基に、返還金等の発生抑止に努めるとともに、債務履行期限までに履行しない債務者に対しては、訪問や福祉事務所への呼出しを行うなど、積極的に折衝し債権回収の強化に努めます。</p>
日田学園	<p>1 日田学園利用者負担金の超過徴収について 平成27年10月に、食事提供等に要する利用者負担金において、制度改正措置がされておらず、平成23年度から特定障害者特別給付費制度の基準費用額を超えて超過徴収していたことが判明し、対象者65名に遡及返還することとなりました。 このようことは、学園運営に大きな影響を及ぼすことにより、学園利用者や家族の方との信頼関係を損ねることとなりますので、今後は関係法令等の確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう再発防止に努めてください。</p>	<p>県等関係部署との連絡を密にすることで、関係法令等の確認を徹底するとともに、業務に関する法令研修等へ積極的に参加し、法令の理解と専門的知識を習得し、適切な事務処理を行うことで、再発防止に努めます。</p>
高齢者福祉課	<p>1 介護保険料の未収金対策について 収納率は前年度対比で上がっているものの、収入未済額については、現年分、滞納繰越分ともに増額し合計で53,903,163円となり7.32%増加しました。収納確保については、引き続き一層の努力を要望します。</p>	<p>口座振替の勧奨を進めていくとともに、普通徴収（現年度）滞納者へ早期に接触し、滞納の解消を図ります。 また、財産調査を行いながら、個々のケースに応じた折衝を行って参ります。</p>
観光交流推進課	<p>1 各種祭り等イベントに対する負担金補助金について 市民祭等、各種祭りイベント開催にあたり、市が支出している負担金・補助金等については、事業費のほとんどを負担金等で賄っているものもあれば、負担金等割合が2割程度のイベントもあり大きな差が生じています。 祭りイベントの存続等課題が多い中で、費用対効果のみを追求するものではありませんが、公平性の観点から、負担金等の支出にあたりましては、交付の必要性及び金額について十分な検証を行ってください。</p>	<p>現在市内で開催している各種お祭りやイベントは、各地域の実行委員会等が主体となって企画から運営を行っている地域により、運営経費に占める協賛金イベントの規模や開催されている地域により、運営経費に占める協賛金の割合が低く、負担金等に頼るところもあります。 今後、主体となつて各実行委員会と協議を重ねる中で、負担金等の必要性や金額について検証を進めます。</p>

平成27年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
<p>耕地林務課</p>	<p>1 委託業務及び請負工事の発注について 各事業における委託業務及び工事請負契約のその多くにおいて工事費、工期等の変更契約が交わされています。変更協議を経ての結果ではあると思われれますが、それぞれの事情により受注者と変更協議を経て適正な設計図書の精査を行うとともに、引き続き適切な事務処理に努めてください。</p>	<p>農林業土木工事等の工事費・工期等の変更契約が交わされるのは、設計の段階では把握できない地中の埋設物等、工事着手後に予測できない事態が発生する場合があります。引き続き、適切な変更契約並びに事務処理に努めます。</p> <p>* 変更契約となった具体例 1 当初想定していない箇所埋設管等の支障物が出現した事による移設や撤去が必要となった。 2 当初想定されなかった湧水と融雪による水が施工箇所へ流入し、水替工が必要となった。 3 天候不良や、関連工事の調整等により不測の日数を要したため工期延長が必要となった。 4 現場監理及び変更設計事務の対象工事が工期延長となったため委託業務の工期が延長となった。 等々、やむを得ないものが主な要因となっています。</p> <p>今後も、変更契約に際しては現場の実態に即した適正な設計図書の精査、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>土木課・道路建設課・公園緑地課・建築住宅課・都市計画課</p>	<p>1 委託業務及び請負工事の発注について 各課発注における、委託業務及び工事請負契約で、その多くの契約において、工事費、工期等の変更契約が交わされています。結果ではあると思われれますが、それぞれの事情により受注者と変更協議を経て適正な設計図書の精査を行うとともに、引き続き適切な事務処理に努めてください。</p>	<p>* 【共通事項4】と同様 公共土木工事の発注の際には、事前に現場状況を確認・精査して、適正な設計・積算・工期設定等の設計図書の作成に努めています。 一方で、公共土木工事等の工事費・工期等の変更契約が交わされるのは、設計の段階では把握できない地中の埋設物等、工事着手後に予測できない事態が発生する場合があります。引き続き、適切な変更契約並びに事務処理に努めます。</p> <p>* 変更契約となった具体例 1 掘削の結果、当初想定していた土質条件が設計と異なり地盤改良が必要となった。 2 掘削の結果、地下水が出現したため水替工が必要になった。 3 アスファルトを剥ぎ取った結果、想定した厚さと相違があったため、掘削の深さや、掘削工事の調整等により不測の日数を要したため 4 天候不良や、関連工事の調整等により不測の日数を要したため 等々、やむを得ないものが主な要因となっています。</p> <p>今後も、変更契約に際しては現場の実態に即した適正な設計図書の精査、適切な事務処理に努めます。</p>

平成27年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
教育施設課	<p>1 未利用の教員住宅の処分について</p> <p>平成27年度未現在、教員住宅は39棟あり、その内使用している住宅は14棟で、利用率35.9パーセントとなっています。</p> <p>特に平成20年度に4小学校が望月小学校に統合した望月地区においては、利用率が低くなっています。</p> <p>本来の教員住宅利用の促進を図るとともに、市の他部署への所管替え等による利活用が見込めない住宅については処分等を進めてください。</p>	<p>望月地区の教員住宅については、現在6戸を農業関係移住者向けの住宅で使用するよう担当課と打ち合わせを行っており、年度内には所管替えの予定となりました。</p> <p>また、年度末の異動の時期に合わせ、各学校へ教職員住宅の利用促進依頼の文書を送付するなど、今後も利用率向上に努めるとともに、現在未利用で建築年数が古く、他用途での利用が見込めない住宅については、取壊費用の確保に努め、計画的に処分を行なっていきます。</p>
浅科支所	<p>1 水田農業地域間調整徴収金について</p> <p>浅科地域の生産調整に係る水田農業地域間調整徴収金について、年々少ずつ着実に徴収されているところではありますが、平成27年度末において未収金残額が1,380万円余あることから、引き続き佐久市農業再生協議会浅科地域部会と協力し、早期徴収に努めてください。</p>	<p>浅科地域の生産調整に係る水田農業地域間調整徴収金については、佐久市農業再生協議会浅科地域部会と協力し、引き続き根気よく徴収に努めます。</p>
望月支所	<p>1 春日出張所の利用件数について</p> <p>春日出張所は、各種証明書の発行、市税等の料金徴収及び御鹿の郷地域の郷民係所管の証明書発行業務を行っており、うち平成27年度の戸籍等市民係所管の証明書発行件数は約700件で、1日平均の件数は3件という結果でありました。</p> <p>行政サービス等の提供等、費用対効果だけでは測れないものもありますが、平成26年3月に策定した佐久市公共施設マネジメント基本方針に則り、出張所のある方について十分な検討を行ってください。</p>	<p>平成27年度の実績は、戸籍等市民係所管の証明書発行約700件のほか、市県民税等の納入、税関係の証明書の発行等1,352件 10,453,514円の取扱いがあり、前年比6.5%取扱金額の増加となっています。</p> <p>また、平成23年度より正規職員から嘱託職員にするなど、人件費の縮減を図っています。</p> <p>施設のある方については、「佐久市公共施設マネジメント基本方針」に基づく公共施設の適正化に向けた検討及び、出張所のあり方については、組織における見直しの中で検討を行ってまいります。</p>

平成27年度決算審査に対する対応調査（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
浅間病院事業	<p>1 経営状況について</p> <p>平成27年度の病院事業の経営状況は、外来収益、介護保険収益が増加し、入院収益、公衆衛生活動収益が減少したこと、給与費、材料費、雑損失が増加し、消耗品費や燃料費等を含んだ経費、減価償却費等が減少したこと等により、2,742,037円の経常利益となりました。ここから特別損失を差し引き、本年度の純損失は、10,258,899円となりました。前年度の繰越欠損金</p> <p>1,162,233,976円と合わせ、累積欠損金は1,172,492,875円となっています。依然として厳しい状況ではありますが、医療収益のうち外来収益とする等の経費削減が行われました。入院収益については、利用の少ない病床を休床する等の経費削減については、職員の努力が同われれます。また、医療の収益においては医師の確保が重要であり、引き続き取り組み組んでいただきたいと思います。</p>	<p>経営改善に向けて引き続き経費の削減に努めるとともに、増収を図るため、下記項目に重点を置きながら医師確保に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学医局や関係医療機関への訪問や会合への参加 2 医師確保推進担当医による情報収集及びアプローチャ 3 研修医を積極的に受入れるための体制整備 4 長野県ドクターバンクや医師紹介会社の活用 5 勤務医師の就業環境の充実（医師事務作業補助者の確保ほか）
浅間病院事業	<p>2 未収金について</p> <p>未収金については、前年度と比較して514,347,665円増加しています。ここには、収入時期が翌年度になった第2次整備事業の国庫補助金額が含まれています。このうち過年度医療未収金は59,918,807円で前年度より13,913,298円減少しました。また不納欠損処分額は、9,175,731円で前年度と比較して8,697,961円の大幅な増加となっています。このため、処分の手続きについて抽出による実査を行いました。</p> <p>その結果、不納欠損処分に当たっては、対象者と面談し信頼関係を築くことにより、実態を把握したうえで処理が行われていました。法的な対応についても弁護士に意見を求めており、適正に処理されていることを確認しました。未収金の増加は病院経営に多大な影響を与えていることから、一層の収納対策に努めてください。</p>	<p>未収金につきましては、夜間帯における電話督促や土曜日の訪問督促の重点実施、さらに弁護士事務所との連携強化を図り、なお一層の回収に努めます。</p>
浅間病院事業	<p>3 今後の病院運営について</p> <p>新会計基準により経営実態はさらに的確に把握できるようになりました。今後とも市民病院として市民のニーズに応えるとともに、他の病院にはない特色のある病院経営を実施していくよう要望します。</p>	<p>公立病院の運営にあたっては、安定した経営基盤を確保する中で救急医療や高度医療などの不採算部門を担いながら、市民の医療ニーズに応えていくことが大切であると考えています。</p> <p>このような考えの下、現在進める第2次整備事業においては、当院の強みである「糖尿病センター」の設置や救急対応への十分な備えを図るための「手術室の増室」、地域の皆さまの健康増進を目的とした予防知識等の普及や研修に活用するたための「講堂の整備」等、地域に密着した特色ある病院づくりに努めておられます。</p> <p>今後においても地域や時代の要請に即した新たな取り組みを加えながら、当院の特性を發揮し、他の病院との差別化を図りながら、特色のある病院経営に努めます。</p>

平成27年度決算審査に対する対応調書（個別事項）

担当課	講評要旨	措置状況（左記について担当課の対応）
下水道事業	<p>1 経営状況について</p> <p>平成27年度の経営状況は、下水道使用料の収入の増加、また管渠費、業務費、総係費等の費用の減少があったものの、処理場費及び減価償却費の増加のため、営業損益は936,410,474円の損失計上となりました。しかし、営業外収益の増加により、経常利益は460,023,156円となり、ここに特別利益を加算し、特別損失を差し引いた当年度純利益は454,553,491円となる黒字決算でした。前年度と比較すると、1,097,898円増加しており、引き続き良好な経営状況であると言えます。</p> <p>平成26年度から新会計基準へと移行し、27年度は2回目の決算となりました。大きな変更点である、みなし償却の廃止に伴う減価償却費及び長期前受金の計上については、抽出による現場実査を行った結果、固定資産台帳等のシステム管理により、正しく処理されていることを確認しました。</p> <p>また、当年度未処分利益剰余金については989,716,278円となっており、処分については旧基準では制約がありましたが、新基準においては経営判断による決定が可能になっています。整備率が97.7%と整備が整う中、今後は更新及び維持管理費用の増加が予測されることから、建設改良積立金、減価積立金等への積立及び修繕引当金についても、早期に更新計画を策定したうえで計上するよう検討して下さい。</p>	<p>平成27年度末に生じた当年度未処分利益剰余金989,716,278円については、平成28年度内に経営戦略を策定する中で、平成29年度で建設改良積立金や減価積立金等への積み立てを検討します。</p>
下水道事業	<p>2 今後の下水道事業について</p> <p>新会計基準により経営実態はさらに的確に把握できるようになりました。経営計画の見直し及び処理区域の統廃合等も含め、今後とも地域の状況を踏まえた事業を進めていくよう要望します。</p>	<p>今後少子高齢化に伴う人口減少が見込まれる中で、下水道使用料収入も人口に比例して減少傾向が想定されます。このため平成28年度中に経営戦略を策定した上で、経営状況を的確に把握し、現在実施している処理区域の統廃合や処理施設の改築更新等を進め、施設の効率運営及び経費節減に努めます。</p>